

高齢者・障害者 見守り通信

奈良県消費生活センター

奈良市三条本町8-1 シルキア奈良 2階
TEL0742-32-0621 FAX0742-32-2686

チケット不正転売禁止法 6月14日施行

チケットの高額転売が禁止に！

【事例1】チケット転売サイトでコンサートチケットを購入し、当日会場に行ったら、転売チケットであることを指摘され、入場できなかった。

【事例2】行きたかった公演のチケットを、ネットオークションで高額で手に入れた。しかし、その後、その公演が中止になった。売り手に返金を申し込んだが断られた。興行主からチケットの払い戻しをしてもらえたが、定価分の金額しか戻ってこないため、オークションで高く支払った分、損をしてしまった。



アドバイス



1. 余ったチケットを売ったり、転売チケットを買ったりするときは、興行主や興行主から許可を得た正規（公式）のリセールサイトを利用しましょう。チケットが定価で売買でき、公演が延期や中止になった際の払い戻しなどの補償も受けられます。

※公式サイトを装っている転売サイトがあります。サイト運営事業者の所在地、連絡先などが明示されているかを確認しましょう。

2. 転売チケットを購入する際は、価格だけでなく、手数料や送料、配送予定日、キャンセルに関するルールなどを確認しましょう。

3. コンサートやイベントによっては、チケットの転売を規約で禁止し、転売チケットでは会場に入れないことがあります。興行主によるチケットの利用条件をよく確認しましょう。興行主等による正規（公式）のリセールサイトの利用であれば、そうした心配はありません。

2020年夏開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会のチケットはチケット不正転売禁止法の適用があり転売が禁止されています。公式販売チャンネル以外から、チケットを購入しないでください。

チケット不正転売禁止法とは

正式名称：「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」

禁止行為・特定興行入場券を不正転売すること。

・特定興行入場券の不正転売を目的として特定興行入場券を譲り受けること

罰則規定：1年以下の懲役、または100万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

※無料招待券、転売禁止の記載のないチケット、販売時に購入者または入場資格の確認のないチケット、日時指定のないチケットなどは「特定興行入場券」ではないので本法の対象となりません。